

＝農業振興地域整備計画の変更申請のために必要な書類＝

提出書類		留意事項
1	農業振興地域整備計画変更申請書[様式1]	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの項目の欄が不足する場合は、それらの行を追加して記入するか、別紙でとりまとめるか、などの対応をしてください。
2	位置図(事業計画地を中心とした周辺の地図)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画地を赤色で囲み「事業計画地」と表示し、事業計画地が中心になるように作成してください。 ・一体利用地がある場合は、その範囲がわかるようにしてください。
3	事業計画地の公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日から3カ月以内に法務局で交付されたものを添付してください。 ・A3サイズで事業計画地を中心になるように交付の依頼してください。 ・事業計画地を赤色で囲み「事業計画地」と表示してください。 ・公図の写しには「隣接地の所有者」「地目」を書き込むほか、接道を明確にし、接道幅員を記入してください。 ・一体利用地がある場合は、その範囲がわかるようにしてください。
4	土地利用計画図(建物等の配置、及び排水計画・被害防除対策施設等記載された平面図)	<ul style="list-style-type: none"> ・「農業振興地域整備計画の変更申請に係る関係機関への事前協議書[様式5]」中に示した結果について、隣接する農地へ悪影響が出ないための対策も含め図示してください。 ・図示する際に、事業計画地は「赤色」、水路は「青色」、道路は「茶色」で色分けして記入してください。 ・建築物の面積や接道する道路の幅員を記載するとともに、図示する際は、建築物、道路、排水路、駐車場の台数、資材置場の資材の体積、庭先の配置等、計画図の縮尺に合わせてください。 ・土地を分筆する場合は、分筆する箇所が分かるように図示してください。
5	事業計画地(周辺含)の現況写真	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地とその周辺がわかる写真を2方向以上から撮影し、事業計画地、周辺地の状況がわかるよう、申請地を赤線で囲うなどして明確にしてください。
6	事業計画地の登記全部事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日から3カ月以内に法務局で交付されたものを添付してください(写し可)。 ・登記全部事項証明書から、土地に関する権利等によって事業計画に支障が出ないかを確認してください。
7	事業計画地以外での検討用地の地図	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検討用地が分かるように線で囲んでください。 <p>※変更申請書中「9. 事業計画地の選定理由及びその経過(事業計画者)」の欄について、検討用地の位置を確認するために提出をお願いします。</p>
8	誓約書[様式2]	<ul style="list-style-type: none"> ・変更申請の内容(用途区分変更・編入・除外)について当てはまる箇所に○を付けてください。 <p>※誓約書にある事項(特に「4」の事項)を理解した上で、記入・捺印をしてください。</p>
9	農業振興地域整備計画の変更申請に係る意見書[様式4-1~3]	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区の管理区長に対し(地区によっては分区長に対しても)、位置図や現況写真を示すなどして事業計画を説明した上で「農業振興地域整備計画の変更申請に係る関係機関への事前協議書[様式5]」の事項に対する意見を伺ってください。 ・様式は3部あり、[4-1]は市への提出用、[4-2]は管理区長(地区によっては分区長に対しても)への提出用、[4-3]事業計画者の控え用です([4-3]は提出不要)。 <p>※この様式は、農業用パイプラインを管理する各地区の土地改良区からの意見を伺うためのもので『地元の土地改良区が事業を承諾した』ことを示すものではありません。</p>

提出書類		留意事項
10	農業振興地域整備計画の変更申請に係る関係機関への事前協議書[様式5]	・関係機関にそれぞれの事項について確認した上で、その結果を記載してください。また、別途「3. 土地利用計画図」にその結果を反映させてください。
11	農業振興地域整備計画の{用途変更の再変更・農用地区域への再編入}承諾書[様式6]	・承諾書中の記載事項は、農業振興地域整備計画変更申請書[様式1]と同一の内容で記入・捺印してください。 ・様式中「*同計画の変更公告日(市記載欄)」への記入は不要です。 ※農業振興地域整備計画の変更については「『実現性や必要性、緊急性がある』ため」申請したものとなされることから、概ね3年を経過しても「農地法上の農地転用の許可申請が提出されない」等、事業が進められなかったと判断された場合は、この承諾書をもって「用途変更の再変更」若しくは「農用地区域への再編入」について協議に入ります。
○	隣地農地承諾書[様式3]	・事業計画地に農地が隣接している場合、その農地所有者(耕作者が別にいる場合は耕作者も同様)に対し、事業計画の説明をした上で署名・捺印を依頼してください。 ※この承諾書は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第2号及び第3号(農地の効率的、総合的な利用及び耕作者の集積・集約化等に支障を及ぼすおそれがないか)を確認するために提出をお願いするものです。 ※承諾の依頼をする際に、農地法第3条の権利設定や農業経営基盤強化促進法による利用権設定、農地集積・集約化対策事業(機構集積協力金等)など農地の集積・集約化に関する諸制度について問題が無いかを確認してください。 ※万一、隣接農地の所有者等から承諾が得られなかった場合は、経緯等を書面にて提出してください(様式は任意)。
○	委任状	・申請書等を代書する等、変更申請に係る事項を委任する場合に必要[様式は任意]。(申請書等の代書について、行政書士でない者が申請書等の代書を業務として行うことは法律で禁止されています)
○	農業振興地域整備計画変更申請書申請者一覧書[別紙1]	・申請者(事業計画地の土地所有者)が複数有する場合に使用してください。 ・変更申請について別の者に委任する場合は、この様式によって委任状を兼ねることができます。
○	法人の事業概要がわかる書類	・事業計画者が法人である場合に提出が必要。

◎上の表のうち

- ・「用途区分の変更」及び「農用地区域からの除外」の申請において必要な書類として、**左側の番号「1～11」が付いた書類(必須)及び「○」が付いた書類(必要に応じて)**
- ・「農用地区域への編入」の申請において必要な書類として、
 - 「1 農業振興地域整備計画変更申請書[様式1]」
 - 「2 位置図(事業計画地を中心とした周辺の地図)」
 - 「3 事業計画地の公図の写し」
 - 「4 土地利用計画図(*「どの位置にどのような耕作をするか」等が分かるように図示する)」
 - 「5 事業計画地(周辺含)の現況写真」
 - 「6 事業計画地の登記全部事項証明書」

をそれぞれ提出してください。

※表にある書類以外にも必要に応じて別途書類の提出をお願いする場合があります。

※提出書類は、「3 事業計画地の公図の写し」以外は、『A4サイズ』で統一してください。

※提出いただいた書類は、返却いたしません。